

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 福祉部障害福祉課

番号 6

| | | |
|----------------------------|-----------------------------|--|
| 許認可等の内容 | | 特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給 |
| 根拠法令及び条項 | | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 30 条第 1 項 |
| 審 査 基 準 | 関係条項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行規則第 31 条 1 項から 3 項、第 32 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令第 18 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律施行細則第 10 条 |
| | 基準 (未設定の場合は その理由) | 支給決定については次の基準により行う。 介護給付費等に係る支給決定事務等について (事務処理要領) |
| | 参考事項 | |
| | 設定等年月日 | 平成 25 年 4 月 1 日設定 (年 月 日最終変更) |
| 標 準 処 理 期 間 | 標準処理期間 (未設定の場合は その理由) | 総日数 30 日 (休日は含まない。) |
| | 設定等年月日 | 平成 25 年 4 月 1 日設定 (年 月 日最終変更) |